

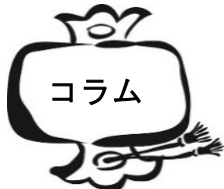


ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1



コラム

「埋没費用」と「機会費用」

すでに実施している事業を継続するか中止するか意思決定において、この2つの考え方を理解することは、とても重要であると言われています。

たとえばある会社で、所有しているビルにて飲食事業を行うために、内装工事や厨房機器などの設備投資をしました。ところが、事業開始後も赤字続きで黒字化の見込みが立たないため、中止を検討しているとします。その場合、どのような数字を意識して意思決定を行うのが正しいのでしょうか？

まずは「埋没費用」について説明します。これは、すでに投下され、意思決定の内容に関わらず回収できないコストのことを言います。

この会社で最初の設備投資に1,000万円かかったとすれば、すでに投資した1,000万円は、「埋没費用」と考えられます。事業を中止しても、事業を継続しても、設備投資にかかった1,000万円は返ってこないからです。

すでに1,000万円も使ってるんだから、今更後には引けないと考える社長も少なくないでしょう。しかし、それを惜しんで赤字の事業を強引に継続すれば、さらなる損失を生むリスクがあります。どちらにしても取り戻せないコストについては、考えても次に繋がりません。その意味で「埋没費用」にこだわってはいけません。

むしろ、意思決定においては、今後の投資額と期待できる利益をもとに判断することが重要です。つまり「機会費用」の考え方です。これは、同時に選べない選択肢の一方を選んだことによって失われた、もう一方の選択肢なら得られたであろう利益のことを言います。

先ほどの会社の事例で考えます。自社で飲食事業を行うことをやめて、テナントに貸すことを検討するとします。自社で使わず、他者へ貸すと毎月20万円の賃料が入るとすればどうでしょうか？

自社で使うということは、貸さないことを選択することで、貸した時に得られた利益を失っています。この場合「機会費用」は月20万円となり、毎月これだけの利益の獲得機会を失っていることとなります。自社でやってもうまくいかないのであれば、うまくやれる他者に貸して賃料をもらってる方がよほどマシかもしれません。

繰り返しになりますが、この会社にとっての「機会費用」は、飲食事業に今後も費やすコストを、他の事業に振り分けた時に得られる利益のことです。継続か中止かの意思決定においては、この「機会費用」の数字を意識することが、とても重要なのです。

ちなみにこれらのお話は、すでに開始した事業について継続か中止かの意思決定に関する話ですが、それより重要なのは、もちろん最初に1,000万円を投資する際の意思決定です。いろんなリスクを想定し、綿密な調査を行った上で、投資の判断を行うことが何よりも重要であることは、言うまでもありません。



情報

キャッシュレス決済の導入支援について

P2

令和元年(2019年)10月1日に消費税率が10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度(8%)が導入される予定です。経済産業省では、消費税率引上げ後の消費喚起と、国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、「キャッシュレス決済・消費者還元事業」を実施します。

①キャッシュレスの購入で、消費者に5%のポイントが還元されます。

中小・小規模事業者の店舗においてキャッシュレス決済で購入した消費者に、その購入金額の5%がポイントとして還元されます。ポイントを発行するのは決済事業者であり、中小・小規模事業者には負担はありません。消費税率引上げ後の9ヵ月間(2019年10月1日~2020年6月30日)が対象とされています。

②加盟店の決済手数料にも補助があります

キャッシュレス・消費者還元事業に参加する場合の決済事業者の決済手数料は、事業期間中(2019年10月~2020年6月予定)は3.25%以下となります。さらにその3分の1を国が補助するため、中小・小規模事業者が負担する決済手数料は実質2.1%以下となります。

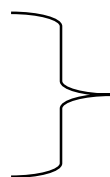
③決済端末も無料で導入できます

キャッシュレス決済端末等を導入したい場合は、端末本体と設置費用が無料になります(国が費用の2/3負担、決済事業者が費用の1/3負担)。

※補助対象となる決済端末等

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ㊦キャッシュレス決済端末
- ㊧決済端末の利用に必要な付属機器
- ㊨システム利用料、設置費用等
- ㊩タブレット、スマートフォン等



※キャッシュレス決済とは、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、電子的に繰り返し使用できる決済手段のことをいいます。

※フランチャイズチェーン・ガソリンスタンド等については、中小・小規模事業者に該当する加盟店についてのみ、国からポイント還元原資(2%分)について補助されます。ただし、端末費用及び加盟店手数料についての補助はありません。

(次ページへ続く)

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____

**P3**

◆対象となる中小・小規模事業者

業種分類	定義	
	資本金	従業員数
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
ソフトウェア業等	3億円以下	300人以下
サービス業 その他	5千万円以下	100人以下

※資本金、従業員数どちらかを満たす
個人事業主の場合は従業員数のみとなります。

・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外とする。

・事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。

・一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

◆登録までのステップ

【準備】自分の店舗が本制度の対象となるか確認

【STEP.1】自分の店舗のキャッシュレス決済対応状況を確認

今使っている決済手段を継続利用

新しく導入したい／プランを見直したい

【STEP.2】

加盟店IDを持っているか確認

HPから契約したい決済事業者を選び、
本制度参加のための手続きを問合せ

はい

いいえ

【STEP.3】

本事業の下で契約したい決済事業者に加盟店IDを伝え、契約情報と端末情報を登録

現在契約している決済事業者に連絡し、加盟店IDの発行を依頼

参考 日本商工会議所「今すぐ始める軽減税率対策」

「軽減税率対策補助金事務局」ホームページ

詳しくは、弊所担当者までお尋ね下さい。（記事担当：吉田）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX